

中原中也記念館入館料の減額又は免除に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、中原中也記念館(以下「記念館」という。)の入館料の減額又は免除の基準に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(入館料の減額又は免除)

第2条 中原中也記念館設置及び管理条例(平成17年条例第76号)第12条の規定により、入館料の減額又は免除をすることができる場合及びその額は、次のとおりとする。

- (1) 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者及びその介護人が入館するとき 免除
- (2) 療育手帳制度要綱(昭和48年9月27日厚生省発児第156号厚生事務次官通知)に定める療育手帳の交付を受けている者及びその介護人が入館するとき 免除
- (3) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者及びその介護人が入館するとき 免除
- (4) 戦傷病者特別援護法(昭和38年法律168号)第4条の戦傷病者手帳の交付を受けている者及びその介護人が入館するとき 免除
- (5) 満70歳以上の人が入館するとき 免除
- (6) 生活保護法(昭和25年法律第144号)の適用を受けている者が入館するとき 免除
- (7) 前各号に掲げるもののほか市長が特に必要があると認める者が入館するとき 減額又は免除

2 前項第1号から第6号までの規定に該当する者は、入館の際に該当することが証明できる書面を受付で提示しなければならない。また、前項第7号の規定により入館料の減額又は免除を受けようとする者は、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。

(その他)

第3条 この要綱に定めるもののほか、記念館の管理及び運営に関し必要な事項は、市長が別に定める

附 則

- 1 この要綱は、平成17年10月1日から施行する。